

第12節 歯科対策

1 歯科保健対策

【現状と課題】

小児期（乳幼児・学齢期）のむし歯の有病状況は年々改善しているものの、依然として全国平均に及ばず、地域格差も認められています。そのため、効果的なむし歯予防対策の実施が必要となっています。

成人の歯周病については、40歳以降のすべての年齢階級において、「進行した歯周炎を有する者」（対象歯がない者を含む）の割合が全国を上回っています。そのため、歯周病予防に有効な保健行動の1つである定期的な歯科受診を推進するための方策の実施が必要となっています。

また、これまでは器質的障害である「歯の喪失」の防止を主体に歯科保健対策を進めてきましたが、今後は、機能的障害である「口腔機能の低下」防止の観点からも対策を進める必要があります。

さらに、8020運動をより一層推進し、個人が歯・口腔の健康づくりに取り組むとともに、地域職場、学校、医療機関等を含めた社会全体としてその取り組みを支援していく必要があります。

要介護高齢者や障害児者については、施設入所、在宅を問わず、歯科健康診査及び歯科保健指導や口腔ケアが受けられるように、環境整備を図っていく必要があります。

【目標】

国では「歯科口腔保健の推進に関する法律」の基本理念として、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたって適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進を行うこととしており、本県においても各ライフステージに応じた歯科疾患予防対策の実施や8020運動の更なる推進等により、すべての県民が歯と口の健康を維持し、豊かな食生活と良好なコミュニケーションなどにより、快適で質の高い生活が生涯にわたり送れることを目指します。

【施策の方向と主な施策】

（1）小児期のむし歯予防対策

- ① 妊産婦教育（母親学級）や、幼稚園・保育所での乳幼児の発達に応じたう蝕予防への知識の普及を行うとともに、3歳児までの間食指導を徹底します。（県、市町村、関係機関・団体）
- ② フッ化物歯面塗布及び定期健診の重要性を普及します。（県、市町村、関係機関・団体）
- ③ 家庭、地域、学校等が連携し、健康的な生活習慣を推進する中で、食育と併せて発達段階に応じた口腔清掃方法等歯科保健指導の実施に努めます。（県、市町村、関係機関・団体、関係者）

（2）定期的な歯科健診の受診（歯周病予防対策）

定期的な歯科健診は、歯周病予防に有効な歯科保健行動の1つであることから、県民が積極的に歯科健診を受診できるような環境の整備に努めます。併せて、歯周病と糖尿病、喫煙、早産などとの関連を含めた歯科口腔保健の知識の普及を行います。（県、市町村、関係機関・団体）

（3）口腔機能の維持・向上

- ① 口腔機能の維持・向上は、寿命の延伸や生活の質の向上に大きく関係することから、生涯を通じて、口腔と全身の関連についての健康教育（咀嚼、嚥下、口腔ケアについて）の実施に努めます。（県、市町村、関係機関・団体）
- ② 高齢者が口腔機能向上を意識した生活ができるよう、介護予防事業における口腔機能向上プログラムの提供や、福祉関係者や老人クラブ等と連携した教育の実施に努めます。（県、市

町村、関係機関・団体)

(4) 8020運動の更なる推進と個人の取り組みに対する社会の支援

ライフステージごとの特性を踏まえた歯・口腔に関する正しい知識の普及啓発や、個人の状況に応じた食生活の改善、歯間部清掃用具の使用等の歯科保健指導を行うため、家庭、学校、職場、地域、医療機関、関係団体等が個別にあるいは相互に連携し、県民一人ひとりの歯科保健行動を支援するための健診、講演等を展開します。(県、関係機関・団体、関係者)

(5) 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策

要介護高齢者や障害児者が、施設入所、在宅を問わず、歯科健康診査及び歯科保健指導や口腔ケアが受けられるように、関係者の理解を深めていきます。(県、市町村、関係機関・団体、関係者)

【数値目標】

指 標	数 値	現状値 (H22) ※印はH23	目標値 (H34)
3歳児でう蝕のない者の割合の増加		62.5%	90%以上
3歳児で過去1年間にフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加		47.4%※	65%以上
12歳児で1人平均う歯数の減少		1.74歯※	1.0歯以下
過去1年間に歯科検診を受診した者の増加		14.1%	65%以上
80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の増加		22.0%	50%以上
60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の増加		37.0%	70%以上
40歳で喪失歯のない者の増加		40.9%	75%以上
40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少		36.7%	25%以上

【用語説明】

<8020 (ハチマルニイマル) >

20本以上の自分の歯があれば、ほとんどの食べ物を噛み砕くことができ、おいしく食べられると言われているため、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうということ。

1歳6ヶ月児のむし歯有病者率 (単位：%)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
青森県	6.0	6.2	5.2	5.2	4.8	4.4	4.1	4.1	3.8	3.7
全 国	4.0	3.7	3.4	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	2.5	2.3

資料：市町村で実施している1歳6ヶ月児歯科健康診査結果

3歳児のむし歯有病者率 (単位：%)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
青森県	50.2	49.3	48.9	46.7	44.0	44.4	40.2	39.3	39.1	37.5
全 国	33.6	32.5	31.3	29.8	28.0	26.6	25.9	24.6	23.0	22.9

資料：市町村で実施している3歳児歯科健康診査結果

小学生のう歯被患率（単位：％）

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
青森県	82.2	80.6	76.9	77.7	76.9	76.8	74.3	72.9	70.9	69.8	67.8
全 国	73.9	71.3	70.4	68.2	67.0	65.5	63.8	61.8	59.6	57.2	55.8

資料：学校保健統計調査

中学生のう歯被患率（単位：％）

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
青森県	78.0	69.4	67.4	67.0	68.0	65.2	68.8	63.3	60.7	58.3	58.0
全 国	71.2	67.7	64.6	62.7	59.7	58.1	56.0	52.9	50.6	48.3	45.7

資料：学校保健統計調査

高校生のう歯被患率（単位：％）

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
青森県	86.6	82.4	78.4	77.6	75.8	72.2	71.0	74.0	70.0	68.5	65.6
全 国	82.5	77.9	76.0	72.8	69.9	68.5	65.5	62.2	60.0	58.5	57.6

資料：学校保健統計調査

12歳児の1人当たりむし歯数（単位：本）

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
青森県	2.7	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7	1.74
全 国	2.5	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.10

資料：学校保健統計調査

幼児のむし歯有病者率（地域別、平成22年度）（単位：％）

管轄保健所	青森市保健所	東地方保健所	弘前保健所	八戸保健所	五所川原保健所	上十三保健所	むつ保健所
3歳児	31.0	39.2	39.8	36.4	47.7	34.9	48.9
1歳6か月児	2.2	8.4	2.2	3.0	6.7	4.6	7.6

資料：市町村で実施している3歳月児歯科健康診査結果

「進行した歯周炎を有する者」の割合（単位：％）

年齢階級	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
青森県	27.3	42.1	54.5	54.5	72.5	60.1	81.1	79.4	84.0	83.3
全 国	25.5	31.0	35.9	47.9	51.6	56.8	59.1	69.0	72.2	83.0

資料：平成22年度青森県歯科疾患実態調査

平成23年歯科疾患実態調査（国）

※「進行した歯周炎を有する者」は、対象歯がない者も含む。

2 歯科医療体制

【現状と課題】

本県の歯科医療体制については、調査ごとに増加していた歯科診療所の実数が平成17年を境に減少傾向にあります。全国と比較すると、人口10万対の歯科診療所数は毎調査年、全国を大きく下回っています。人口10万対の歯科診療所数を医療圏ごとに比較すると、西北地域及び下北地域と他4地域の差が大きいことから、地域差の解消が課題となっています。

また、夜間・休日における歯科診療については、限られた時間帯で青森市、弘前市、八戸市において休日在宅当番制が実施されています。夜間・休日の救急患者の受け入れ状況をみると、平日の夜間、休日の日中及び夜間に患者を受け入れる歯科診療所が各医療圏で一定数あることから、これらの医療機関に関する情報を住民に提供する必要があります。

施設入所及び在宅の要介護高齢者の歯科診療については、全歯科診療所の約1/3が対応していますが、さらなる増加を図る必要があります。

障害児者の歯科診療については、全歯科診療所の約半分が外来診療を行っていますが、今後は患者の障害の程度に応じた役割分担を図っていく必要があります。また、障害児者の施設や自宅に往診する歯科診療所が少ないことから、増加を図る必要があります。

一般の歯科医療機関での対応が困難な障害児者に対する専門的かつ高度な歯科医療については、病院歯科での受入確保に努める必要があります。

歯科診療所の年次推移（各年10月1日現在）

	青 森 県		全 国	
	実 数	人口10万対	実 数	人口10万対
平成11年	550	37.3	62,073	49.3
平成14年	571	38.9	65,073	51.1
平成17年	575	40.0	66,732	52.2
平成20年	570	40.9	67,779	53.1
平成23年	560	41.1	68,156	53.3

資料「医療施設調査」

二次保健医療圏別の歯科診療所数（平成23年）

二次保健医療圏	実 数	人口10万対	(医療圏別人口)
津軽地域	145	47.9	303,026
八戸地域	141	42.3	333,255
青森地域	132	40.8	323,366
西北五地域	48	33.9	141,802
上十三地域	70	38.3	182,587
下北地域	24	30.4	78,960
全 県	560	41.1	1,362,996

資料「医療施設調査」

夜間・休日の救急患者の受け入れ状況（平成24年2月1日現在）

	平日（夜間）	休日（日中）	休日（夜間）
津軽地域	38	37	29
八戸地域	39	45	24
青森地域	46	49	33
西北五地域	14	14	11
上十三地域	29	30	24
下北地域	5	7	5
全 県	171	182	126

資料「平成23年度青森県医療機能調査」

（参考）当番制による休日救急歯科診療の状況

	診療時間
青森市	休日午前9時から12時
弘前市	休日午前10時から午後4時
八戸市	休日午前9時から12時

在宅歯科診療及び障害児歯科診療の実施状況（平成24年2月1日現在）

		津 軽 地 域	八 戸 地 域	青 森 地 域	西北五 地 域	上十三 地 域	下 北 地 域	計
在宅歯 科診療	患者宅へ往診	57	42	33	11	18	7	164
	施設へ往診	57	40	27	12	30	4	170
障害児 者歯科 診療	自医院で診療	53	58	69	20	30	9	239
	患者宅へ往診	5	4	2	1	3	0	15
	施設へ往診	8	8	7	3	5	0	31
有効回答施設数		136	131	139	46	70	23	545

資料「平成23年度青森県医療機能調査」

【目標】

歯科医療機関数の地域差の解消や夜間・休日における、また、要介護高齢者や障害児者に対する歯科診療体制の充実により、すべての県民が歯と口の健康を維持し、豊かな食生活と良好なコミュニケーションなどにより、快適で質の高い生活が生涯にわたり送れることを目指します。

【施策の方向と主な施策】

（１）地域における歯科医療体制の整備

- ① 歯科医療機関数の地域差の解消のため、関係者と情報を共有します。（県、関係機関・団体、医療機関）
- ② 関係者との連携により、休日及び夜間における歯科医療の確保を推進するとともに、住民に情報を提供します。（県、関係機関・団体、医療機関）

（２）要介護高齢者や障害児者に対する歯科医療の確保

- ① 関係者との連携により、施設入所及び在宅の要介護高齢者の歯科診療を行う歯科診療所の増加を図ります。（県、関係機関・団体、医療機関）
- ② 関係者との連携により、患者の障害の程度に応じた歯科診療所の役割分担を図ります。ま

た、障害児者の施設や自宅に往診する歯科診療所の増加を図ります。(県、関係機関・団体、医療機関)

- ③ 歯科医療機関での対応が困難な障害児に対する専門的かつ高度な歯科医療について、病院歯科での受入確保に努めます。(県、関係機関・団体、病院)

【達成目標】

- (1) 要介護高齢者に対する在宅医療サービス実施の歯科診療所件数の増を目指します。

平成 23 年度：患者宅往診 164 か所、施設往診 170 か所(平成 23 年度青森県医療機能調査)

- (2) 障害児者に対する在宅医療サービス実施の歯科診療所件数の増を目指します。

平成 23 年度：患者宅 15 か所、施設 31 か所(平成 23 年度青森県医療機能調査)